

市住新聞

vol.26

市営住宅指定管理者
宮崎市営住宅管理センター
〔代表〕
一般社団法人
宮崎県宅地建物取引業協会
管理収納担当課
住所:宮崎市昭和町86番地2
電話:0985-74-5211

発行者

まもなく「収入申告書」の提出が始まります!!

「収入申告書」は、みなさまの収入や世帯の状況に応じて、翌年の家賃を決めるための重要なものです。そのため、収入や世帯状況を確認するために、みなさまには毎年、収入申告書を提出していただく必要があります。

収入申告から家賃決定の流れ



注意 収入申告及び関係書類を提出されないと今の家賃が2～3倍になる方もいます。必ず期限内に提出してください。

時間外の緊急連絡は 真に緊急の場合のみに!!

「テレビが映らない」「共同灯がつかない」などの真に緊急でない場合は翌日8時30分以降の連絡にご協力をお願いします。緊急と判断できない場合は、緊急対応ができませんのでご了承ください。



大雨・台風接近に備えて

- 備え1** 住戸外（バルコニー・廊下・階段等）に置いてある私物は、風がおさまるまで全て住戸内に収納してください。過去に風で飛ばされた私物が他の住戸のガラス窓を破損した事例があります。なお、廊下・階段等の共用部分は避難経路です。平常時でも私物は置くことはできません。
- 備え2** 停電になった場合、団地によっては給水ポンプが停止し、断水することがあります。前もって飲料水等の確保をお願いします。
- 備え3** 暴風雨の時は、サッシのレール部分に新聞などを挟みこんだり、雑巾等を多めに置いて対処をお願いします。

湿気の多い時期です

湿気は壁紙がはがれたり壁や天井にカビが発生したり家具、畳などが腐りやすくなります。

- 対策として
- 換気をこまめにする
 - エアコンで除湿を行う
 - 押入・クローゼットに除湿剤を置く
 - 扇風機を回す

マナーを守って 快適団地生活

■自治会への加入
入居者の皆さんが団地生活を快適に過ごせるよう、入居者相互の親睦、良好な環境づくり、防災、防犯活動などをを行う自治会は重要な役割を果たしています。全員が積極的に自治会に加入し、住みよい団地づくりを心がけましょう。

■ペットの飼育禁止
団地内では動物を飼うことはできません。市営住宅では犬、猫、鳥などの動物を飼うことを禁止しています。におい、鳴き声やペットによるせんそくアレルギーなど、他の入居者に迷惑をかけるので、ペットの飼育は絶対にしていただきません。また、一時預かりや、野良猫などへのエサやりも禁止です。

■騒音
テレビ、ステレオ、楽器などの音やドアの開け閉め、室内を走り回る音などは、隣近所の迷惑にならないよう心がけましょう。

■家財保険の加入
水漏れなどにより、階下の方に損害を与えた場合、その賠償金は入居者負担となり、高額になる場合があります。できる限り家財保険に加入するようにしましょう。

■違法駐車
団地内の道路には、車を止めないようしましょう。子どもの飛び出し事故の原因になったり、消防車や救急車などの緊急車両の通行ができなくなりま